

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 21日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒101-0047

住 所 東京都千代田区内神田2丁目3番3号
千代田トレードセンター氏 名 岩倉建設（株）東京支社
支社長 森田正彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3252-1976

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩倉建設株式会社東京支社（管轄内事業所）																								
事業場の所在地	東京都千代田区内神田2丁目3番3号千代田トレードセンター （現場：習志野市）																								
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで																								
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																									
① 事業の種類	D06－総合工事業																								
② 事業の規模	エリア内元請完成工事高 315.3百万円																								
③ 従業員数	東京支社13人																								
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>・廃棄物の発生</td><td>⇒ 委託中間処理</td><td>⇒ 再資源化・最終処分</td></tr><tr><td>・建設汚泥</td><td>⇒ 脱水・固化</td><td>⇒ 再資源化</td></tr><tr><td>・廃プラスチック類</td><td>⇒ 分別破碎圧縮</td><td>⇒ 再資源化・埋立</td></tr><tr><td>・がれき類</td><td>⇒ 分別・破碎</td><td>⇒ 再資源化・埋立</td></tr><tr><td>・ガラス・陶磁器</td><td>⇒ 分別・破碎</td><td>⇒ 再資源化・埋立</td></tr><tr><td>・木くず・繊維くず</td><td>⇒ 破碎</td><td>⇒ 再資源化</td></tr><tr><td>・石膏ボード</td><td>⇒ 分別・破碎</td><td>⇒ 再資源化</td></tr><tr><td>・混合（管理型含む）</td><td>⇒ 分別・破碎</td><td>⇒ 再資源化・埋立</td></tr></table>	・廃棄物の発生	⇒ 委託中間処理	⇒ 再資源化・最終処分	・建設汚泥	⇒ 脱水・固化	⇒ 再資源化	・廃プラスチック類	⇒ 分別破碎圧縮	⇒ 再資源化・埋立	・がれき類	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化・埋立	・ガラス・陶磁器	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化・埋立	・木くず・繊維くず	⇒ 破碎	⇒ 再資源化	・石膏ボード	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化	・混合（管理型含む）	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化・埋立
・廃棄物の発生	⇒ 委託中間処理	⇒ 再資源化・最終処分																							
・建設汚泥	⇒ 脱水・固化	⇒ 再資源化																							
・廃プラスチック類	⇒ 分別破碎圧縮	⇒ 再資源化・埋立																							
・がれき類	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化・埋立																							
・ガラス・陶磁器	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化・埋立																							
・木くず・繊維くず	⇒ 破碎	⇒ 再資源化																							
・石膏ボード	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化																							
・混合（管理型含む）	⇒ 分別・破碎	⇒ 再資源化・埋立																							

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

岩倉建設(株)東京支社 (責任者；支社長) ⇒ 土木部 (責任者；土木部長) ⇒ 工事事務所 (責任者；工事事務所所長)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	排出量	11409 t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 余材や端材の発生を抑制するため、資材の発注管理を徹底している。 2. 可能な限り廃棄物の種別前に専用カゴを設置して分別廃棄に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	排出量	8975 t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 余材や端材の発生を抑制するため、資材の発注管理を徹底している。 2. 可能な限り廃棄物の種別前に専用カゴを設置して分別廃棄に取り組んでいる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 2. 可能な限り廃棄物の種別前に専用カゴを設置して分別廃棄に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 2. 可能な限り廃棄物の種別前に専用カゴを設置して分別廃棄に取り組んでいる。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	全処理委託量	11409 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	187 t	t
	再生利用業者への処理委託量	11357 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	1. 委託業者の処分方法を確認し、可能な限り再生事業者及び優良認定者と契約している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	全処理委託量	8975 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	207 t	t
	再生利用業者への処理委託量	8975 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	1. 委託業者の処分方法を確認し、可能な限り再生事業者及び優良認定者と契約する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	排 出 量	87 t	1099 t	32 t	10051 t	21 t	12 t	105 t	2 t
	【目標】								
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	排 出 量	50 t	800 t	25 t	8000 t	10 t	10 t	80 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	【目標】								
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	全処理委託量	87 t	1099 t	32 t	10051 t	21 t	12 t	105 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	12 t	141 t	7 t	t	t	1 t	25 t	t
	再生利用業者への処理委託量	69 t	1099 t	32 t	10029 t	21 t	12 t	95 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器類	がれき類	繊維くず	廃石膏ボード	その他の分類された廃棄物	石綿含有廃棄物
	全処理委託量	50 t	800 t	25 t	8000 t	10 t	10 t	80 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	15 t	150 t	10 t	t	t	2 t	30 t	t
	再生利用業者への処理委託量	50 t	800 t	25 t	8000 t	10 t	10 t	80 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t